

4野高第870号
令和4年9月14日

保護者様

東京都立野津田高等学校長
池戸 成記
(公印省略)

令和4年度 多子世帯授業料支援 について

平素より、本校の教育活動にご協力いただきありがとうございます。
本年7月にも、生徒さんを通じて上記のお知らせを配布いたしましたが、改めてご案内いたします。この支援は、認定されると**授業料が半額**となる制度です。

対象世帯は

- ① 就学支援金の認定を受けていないご家庭 (世帯年収おおよそ910万円以上) **かつ**
- ② 23歳未満の扶養する子が3人以上いる世帯

です。

- ・今回、就学支援金7月申請の結果 **不認定** となった方で、**上記②に該当する方**
不認定の通知を受け取ってから1か月以内に申請すれば、令和4年7月から令和5年3月までの授業料が半額となります。
- ・今回、就学支援金7月申請が **不申請** の世帯で、**上記②に該当する方**
減免申請書を提出した月から翌年3月までの授業料が半額となります。

申請書類

学校のHPからダウンロードできます。また、経営企画室窓口でも配布しております。

提出先

野津田高等学校経営企画室 (郵送も可)

※すでに「令和4年度多子世帯授業料支援」の認定を受けている方は、今回改めての申請は必要ありません。

〈お問合せ〉

東京都立野津田高等学校
経営企画室 「多子世帯授業料支援」担当
電話 042-734-2311